

みんなで守る八ヶ岳西麓地域の風景 屋外広告物のしおり

ご存知ですか。

～八ヶ岳の景観を守り育てる屋外広告物のルール



茅野市

八ヶ岳西麓地域※の景観を守っていきましょう。

八ヶ岳の雄大な山並みと緑豊かな景観は私たちのかけがえのない財産です。この美しい八ヶ岳西麓の風景を守り育て、子孫に残していくために屋外広告物(民間看板)の掲出を禁止したり、制限している場所や地域があります。

屋外広告物は様々な情報を広く提供し、まちに活気をもたらす大切なものです。しかし、目立つことを追求するあまり、大きく派手な民間看板が無秩序に掲出されることは、豊かな自然景観を損なってしまう心配があります。

茅野市では、民間看板の乱立を抑制し統一感のある景観を確保するために、事業者の皆さんの協力を得ながら、美しい八ヶ岳西麓地域の景観を守り育てるために屋外広告物の整備を進めていきます。

八ヶ岳西麓地域の美しい景観を守るためにできることがあります。



※八ヶ岳西麓地域とは、茅野市、富士見町、原村にまたがる八ヶ岳の雄大な風景をもつ地域です。この三市町村では協働して八ヶ岳の景観を守るための取り組みを行なっています。

屋外広告物を掲出するにはルールがあります。

八ヶ岳西麓地域で屋外広告物を掲出するには、「長野県屋外広告物条例」に適合している必要があります。

「長野県屋外広告物条例」による規制地域には三種類あり、屋外広告物の表示が禁止されている「屋外広告物禁止地域」、屋外広告物の表示に許可を要する「屋外広告物許可地域」、地域の特性を生かした美観風致の維持を図ることが特に必要で、屋外広告物の表示に許可を要する「屋外広告物特別規制地域」があります。それぞれの地域は「条例による指定地域略図」を参照してください。

この地域内に民間看板を掲出しようとする事業者の皆さんは、掲出する場所がどの地域にあたるかによって、「協議」又は「許可申請」が必要になります。詳細については市役所にお尋ねください。

屋外広告物（民間看板）の規制

長野県屋外広告物条例と民間看板

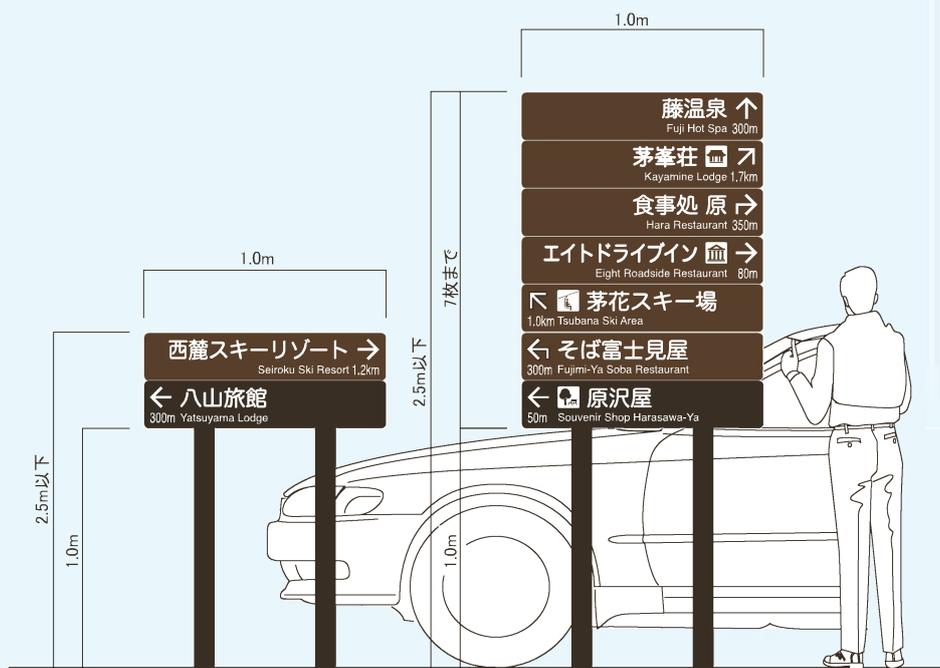
茅野市で屋外広告物(民間看板)を掲出(「掲出」とは表示・設置・改造を指します)する場合、長野県屋外広告物条例による規制を受けることがあります。

長野県屋外広告物条例の「**屋外広告物禁止地域**」では、対象となる道路から展望できないものや特に許可があったもの、自己用看板で表示面積の合計が10平方メートル以下のものを除き、**民間看板を掲出することはできません**。

「**屋外広告物許可地域**」では、対象となる道路から展望できないものや自己用看板で表示面積の合計が15平方メートル以下のものを除き、**民間看板の掲出には許可が必要**になります。

「**屋外広告物特別規制地域**」では対象となる道路から展望できないものや自己用看板で表示面積の合計が3平方メートル以下かつ高さ5メートル以下のものを除き、**民間看板の掲出には許可が必要**になります。

特にこの地域では、**民間案内看板の意匠・形態**について**ガイドライン**を定めています。(下図参照)



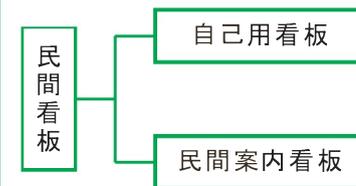
民間案内看板(標準型)

※印刷のため、実際の色とは異なります。

屋外広告物とは...

『常時又は継続して』
『屋外で』
『公衆に表示されるもの』です。
内容の営利/非営利は問いません。

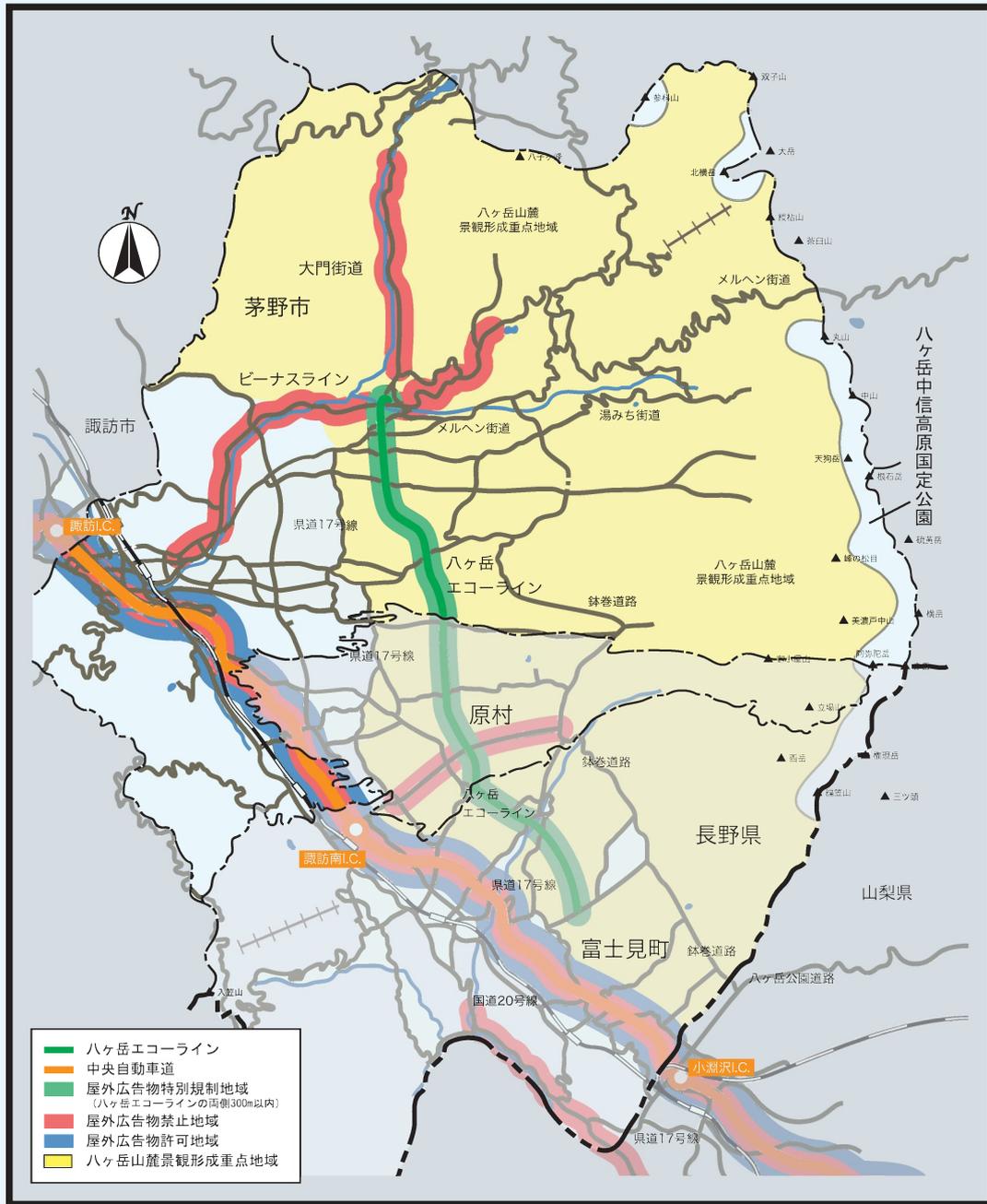
このしおりでは、事業者の皆さんが
自己の氏名、事業や営業に関して自己の敷地内に表示するものを『**自己用看板**』
自己の敷地以外に、案内を目的として表示するものを『**民間案内看板**』
両方をあわせて『**民間看板**』と表現しています。



茅野市の屋外広告物特別規制地域の範囲は、**八ヶ岳エコーラインの両側300メートル以内**の範囲です。

長野県屋外広告物条例の指定地域

条例による指定地域略図



どの地域に民間看板を掲出しようとするかによって、手続きやルールが異なります。

ハケ岳山麓景観形成重点地域

景観について特に配慮する地域です。

屋外広告物禁止地域

- 茅野市内の住居専用地域
 - 中央自動車道の両側500m以内
 - ビーナスラインの一部の両側500m以内
 - 大門街道の一部の両側300m以内
- には民間看板を表示することができません。

屋外広告物許可地域

- 中央自動車道の両側1000m以内
- に民間看板を表示する場合には許可が必要です。

ハケ岳エコライン 屋外広告物特別規制地域

- ハケ岳エコラインの両側300m以内
- に民間看板を表示する場合には許可が必要です。

- 住居専用地域とは、都市計画法に定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域です。
- 道路の両側に設定されている範囲は、その道路又はこれに接続し、かつ、これらから展望できる範囲です。
- 中央自動車道は高速自動車国道中央自動車道西宮線、ビーナスラインは一般国道152号線及び県道茅野停車場八ヶ岳公園線の一部、大門街道は一般国道152号線の一部、ハケ岳エコラインは茅野市内を通るハケ岳西麓広域営農団地農道をそれぞれ指します。

屋外広告物特別規制地域の基準

八ヶ岳エコーライン 屋外広告物特別規制地域

適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ○八ヶ岳エコーラインから展望できないもの。 ○一時的、仮設的なもの。 ○営利を目的としないもの。 ○自己用看板のうち、次のすべてを満たすもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が3平方メートル以下、かつ、高さ5メートル以下。 ・点滅照明やネオンなどを使用しないもの。 ・反射光のある素材を使用しないもの。
許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ○点滅照明やネオンなどを使用しないこと。 ○地色の彩度は8以下であること。 ○反射光のある素材は使用しないこと。 ○屋上には設置しないこと。 ○自己用看板のうち壁面広告物は、表示する壁面の面積の5分の1以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。 ○自己用看板のうち袖看板は、表示面積の合計が5平方メートル以下であること。 ○自己用看板のうち地上に設置するものは、表示面積が1面5平方メートル以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。 ○民間案内看板本体の意匠・形態および表示面のデザインはガイドラインに従い掲出すること。 <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">※長野県屋外広告物条例 第9～11条 長野県屋外広告物条例 施行規則 別表第2「八ヶ岳エコーライン屋外広告物特別規制地域」</p>

表示面のデザインの詳細例

JISで定めたピクトグラム(絵文字)のほか、独自のロゴマークを使うことができます。



文字の大きさや書体は決められています。

表示板と文字の色は決められています。



英文表示の有無を選ぶことができます。
(ただし、条件があります)

※印刷のため、実際の色とは異なります。

屋外広告物を掲出するには許可申請書類の提出が必要です。
許可申請書に必要な添付書類は下記の通りです。

- 位置図 ○配置図 ○平面図
- 構造図(寸法・材料・構造のほか、色彩・彩度-マンセル記号の表示)
- その他表示の方法が判明できる仕様書および図面
- 現況写真

※ただし、屋外広告物特別規制地域の民間案内看板はガイドラインにて構造を指定しているため、構造図の提出は不要です。

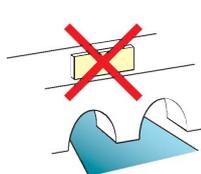
指定地域別の基準

屋外広告物(民間看板)を掲出できない場所、地域、種類

長野県内には、どのような場合にも民間看板を掲出してはいけない場所(屋外広告物禁止物件)や掲出してはいけない看板の種類(禁止屋外広告物)があります。民間看板を掲出する皆さんは、これらに該当しないか確認を行なってください。

■屋外広告物表示禁止物件■

- 橋。○街路樹、路傍樹並びに道路上のさくなど。○銅像及び記念碑。
- 火災報知機、消火栓及び望楼、警鐘台など。○公衆電話ボックス。
- 信号機、道路標識など。
- 電柱及び街路灯柱。(規則で定めるものを除く)
- 送電塔、貯水塔、高架構造物、よう壁、路上変電塔、カーブミラー、パーキングチケット発給設備など。



橋、高架構造物など。



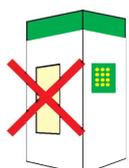
街路灯柱、電柱など。



街路樹など。



銅像、記念碑。



公衆電話ボックス。



道路標識、信号機
カーブミラーなど。

■禁止屋外広告物■

- 保安上使用する場合を除き、地色に彩度15以上の色を使用した民間看板と、蛍光塗料又は夜光塗料を使用した民間看板。
- 汚れた看板、色あせた看板、塗料がはがれた看板、壊れた看板。
- 塗装されていない看板。(裏面が見える場合)
- その他規則で定められているもの。



彩度15以上の色彩や
夜光・蛍光塗料を使った看板など。



汚れたり、壊れたり、
塗料がはがれた看板など。

屋外広告物(民間看板)を掲出するときのルール

民間看板を掲出したい場所がどの地域に該当するかによって、適用除外となる屋外広告物や許可基準が異なります。

屋外広告物 禁止地域

適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる道路から展望できないもの。 ○自己用看板で、表示面積の合計が10平方メートル以下のもの。 ○一時的、仮設的なもの。 ○営利を目的としないもの。
許可基準	<p>民間案内看板の許可基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○表示面積: 1面0.5平方メートル以下、かつ、合計1平方メートル以下。 ○地上からの高さ: 5メートル以下。 ○地色の彩度: 8以下。 ○反射光のある素材を使わないなど。 <p>※長野県屋外広告物条例 第4~7条</p>

屋外広告物 許可地域

適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる道路から展望できないもの。 ○自己用看板で、表示面積の合計が15平方メートル以下のもの。 ○一時的、仮設的なもの。 ○営利を目的としないもの。
許可基準	<p>広告塔の許可基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○表示面積: 合計50平方メートル以下。 ○地上からの高さ: 13メートル以下。 ○地色の彩度: 8以下。 ○反射光のある素材を使わないなど。 <p>※長野県屋外広告物条例 第8条</p>

● お問い合わせ先

茅野市役所 建設部 都市計画課 公園景観係

☎ 0266-72-2101